

第4回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和7年8月12日(火) 13時15分～17時25分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 山口県最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 前回の労働者側提示の「引上げ額68円」、使用者側提示の「引上げ額48円」を確認し、労使双方からの特段の追加説明はないため、公労、公使の二者協議へ移行した。
- (2) 複数回にわたる二者協議を経て、労働者側からは、「現状では金額提示「引上げ額68円」維持、また発効日については来年度の議論にしたい」と主張。
使用者側からは、「山口県の3要素に基づく目安額は受け入れられない、プラスとなるにはなぜその金額になるのかの根拠を必要とし、提示額は前回提示の48円維持。ただし、事業主に対する負担減として、発効日について考慮があれば、歩み寄りもあり得る旨主張。
- (3) 次回の継続審議となった。